第三十一条の三　第二条の表二十九の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　消防法第十三条の二第三項の危険物取扱者免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　消防法第十七条の七第一項の消防設備士免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の危険物取扱者免状の書換えの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四　危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の危険物取扱者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五の消防設備士免状の書換えの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六　消防法施行令第三十六条の六第一項の消防設備士免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十四条　第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ラ　略］

［新設］

ム　出入国関係情報

ウ　在留カード関係情報

ヰ　特別永住者証明書関係情報

ノ～ア　［略］

［二・三　略］

四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからテまでに掲げる情報

五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからテまでに掲げる情報

六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからテまでに掲げる情報

第四十九条の二　第二条の表四十七の二の項で定める事務は、家畜改良増殖法第十六条第一項の家畜人工授精師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表四十七の二の項で定める情報は、当該申請を行う者に係る戸籍関係情報とする。

第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十九　略］

二十　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税（同法第五条第六項第五号に掲げる国民健康保険税をいう。以下この条及び第五十七条の二において同じ。）の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

［二十一～二十八　略］

［新設］

第四十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ラ　同上］

［新設］

［新設］

ム～コ　［同上］

［二・三　同上］

四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

［新設］

第五十条　［同上］

［一～十九　同上］

二十　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税（同法第五条第六項第五号に掲げる国民健康保険税をいう。以下この条において同じ。）の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［二十一～二十八　同上］